

れた研究施設を以て満足せず願はくば海陸空の總てを綜合して官民一致以つて之を大所高處より聯絡統制し得べき適當なる組織とする事が極めて必要な事であると思ふ。されば我が日本交通協會は豫てより内外に聲明してゐる通り交通界の學者といはず經驗家と云はず全國に於ける官民斯界の權威者を網羅して居るのみならず將來は交通省の如き同一官廳の下に各種交通機關の總てが統轄せられることを切

望すると共に現行官制の下に於ても尙一層官民相互間の聯絡協調を緊密にするやう、會長理事を初めとして何れも專心努力を累ねて居られる次第である。

以上は甚だ抽象的事のみを申述べたのであるが幾分なりとも斯界大方の御同意を得ることが出来るならば誠に本懐の次第である。(終)

## 共同管溝の法的考察

土木事務官 田 中 好

を如何様に措置するかは、隨分古くから論究されてゐる問題である、固より道路は公衆交通の用に供せらるゝ設備であるから之が管理維持に關しては此交通の目的以外に出するの必要がないやうであるが、道路の管理權は交通の用に

街路工事を執行する等の場合に於て、街路地下に埋設されてゐる工作物若は將來埋設 れむとする所謂地下工作物

供する物的設備の維持権と、其の物の上に於ける交通一動的作用とを規律するに在るを以て、道路管理者は物的設備の主體として交通外に亘る事項に關しても、無關心たるべきでない、従つて道路管理者が道路を管理し道路工事を執行するに方つては道路占用の問題を閑却すべきでない、換言すれば道路を築造する場合に於ては現在は勿論將來生ずることあるべき占用を前提として道路施設を考察せなければならぬ。蓋し現在都市内街路の地下に於ける占用工作物は其の量に於て多數を極め其の種類も亦同しからず其の占用方法錯雜を極めて、路面に於ける交通の錯雜と毫も異なる所が無い、従つて此現状と將來に於ける占用の實際價を考ふるときは路政當事者として考慮せなければならぬ重大問題である。此問題を解決するには二つの手段がある、一は道路管理者が一定の標準に依つて各道路地下占用者に占用施設を爲さしめ之を監督する方法と、道路管理者自ら其の施設を爲し夫れを使用せしむる方法とである、前者の方法は現に行はれつゝある普通の制度であつて是に關しては大

正九年內務省訓令第十一號を以て規定されてゐるが、後者に關しては餘り多くの事例を聞かない。

帝都復興事業に於ては九段坂の改良に伴ひ在來の路上工作物を移轉するの必要を生じたのを機會に、鐵筋混擬土幽型内法高七尺巾九尺延長百五十間に亘る共同管道を設け、此内に瓦斯や水道の鐵管、電信電話及電燈電力用電纜並に氣送管を收め、第五號幹線道路に於ては架空線を撤廢する目的を以て延長約五百間の電燈電力溝と電信電話溝とを設けた、前者は内法高一尺五寸巾二尺六寸之に煉瓦隔壁を設けて電燈線電力線饋電線用の三區に分類し、後者は内法高及巾各七寸で混擬土で構築されてゐる、第七號幹線に於ては九段坂と同様の埋設物に對する將來の施設を豫想し、獨立してゐる三溝を兩側歩道内に築造したものであつて、建築線寄りに内法高巾各七寸の電信電話の電纜溝、中央に内法高三尺五寸巾四尺二寸の水道瓦斯の鐵管溝、外側に内法高一尺五寸巾二尺六寸の電燈電力の電纜溝を施設した（構造技術に關する詳細は、最新技術パンフレット第一輯、田沼實氏、共同溝に就てを参照）而して復興局に於

ては是等施設に關する費用を道路改築費に於て支辨せず、地上物件移轉費を以て支辨したのであるが、其の利害得失に關しては贊否兩論があつて區々に批評されてゐる。

## 二

由來路下共同溝の利害得失に就ては識者間議論の存する所であつて、利害相伴ふことゝされてゐる。今其の利益とする所を見ると、都市の美觀を維持するが如き非經濟的利益を除いて、道路自體の爲に利益とする點と道路占用権者の利益とに區別することが出来る、前者は、第一に路面占用物體が共同溝に收容せらるゝ結果よりして路面利用能力を増加することに在る、蓋し路面を築造するに方つて道路交通以外の目的の爲に其の必要限度を超越した路面積を道路管理者をして維持せしむることは假令夫れが國民經濟上利益であるにしても、夫れを以て、管理者の道路築造義務の範圍に容るゝことは程度超過の義務である。併しながらことの實際は交通を妨げない限度に於ては占用を許さなければ

ならぬ實情からすれば、路面占用物件の共同溝收容に依つて路面利用能力を增加することは明かであるから之も行政の實際に即した一つの利益である、次は路面占用の爲路面を掘鑿することに原因して生ずる交通事故を除却輕減することに在る、固より道路占用の手段として執行する道路工事に關しては、道路法の附屬命令やら警察法規の規定する所に従つて執行すれば法上の要求は夫れで十分であるが、事の實際は其の要求を裏切るのが常態であつて、近く起つた地下鐵道工事の爲に路面が陥落したこと若は某博士が掘鑿した路下に墜落慘死したこと杯は夫れを物語つてゐる、假令夫等のことが天災又は通行者の過失に胚胎したにしても、占用物の地下共同溝收容に依つて原因たる路面掘鑿の必要を生じないから交通事故を除却輕減するに至るべきは言を俟たない、次は路面維持の爲に利益なことに在る、蓋し占用物を施設するときは勿論其の後に於ける地下工作物維持の爲にも屢々路面は掘返しを餘義なくされ、之が爲に所謂路面の耐久性を破壊し、従つて之が防止に多額の維持

費を投下する事と爲るのは必然である。固より是等維持修繕の費用は道路法第三十七條の規定する所に依つて占用者に特別負擔を命する事が出来ても路面の耐久力を破壊するのは顯著な事實であるから是等の不利益を無からしむるには矢張り路面占用物の路下移轉に俟つて外ないのである。

以上は道路の見地よりする利益の概要に過ぎない。之を路上占用者の側より見ても、本來占用権者單獨に施設せなければならぬ道路工事乃至占用施設は占用権者共同の負擔に於て施設することゝ爲つて施設に要する建設的費用は單獨施設の場合よりは著しく低下さるゝのみならず、其の工作物の維持費も亦占用者共同の負擔に依つて輕減せらるゝ利益がある。蓋し本來よりすれば道路占用権者は單獨に占用實權を行使し夫れに依る費用を各自に於て負擔するのであるが、共同溝に依る收容に依つて夫等は均等に負擔し少くとも共同共通に依る費用は均等負擔に依つて本來の負擔を輕減さるるは明かである。

共同溝に依る利益は叙上の通りであるが、之に伴ふ弊害

も亦渺くない、之も亦道路の見地と占用権者との見地に依るものとに分類することが出来る、前者の見地に於ては共同溝施設の爲に多額の經費を固定せしむることに在る、蓋し共同溝施設當時に於ける工作物を收容することは容易であるが、共同溝の經濟的築造を爲すに方つては將來起るべき占用を豫定して築造計畫を樹てなければならぬ、従つて築造に要する費用は築造當時の占用権者に其の全部を賦課することが出來ない、故に將來生することあるべき占用者の爲に現在の要求以外の施設を必要とし、之が費用を固定せしむるの不利益がある、又相異る各地下占用物の爲に共同溝建設維持に要する費用を分擔せしむることは非常に煩雜な手續に依らなければならぬ、従つて費用の賦課に關しては單純な占用料金の徵收と異なる手數を要する、又占用者の側よりすれば、共同溝に收容さるゝ各種工作物の管理者が異なる爲に維持管理に困難を生ずること、路上占用の場合よりは多額の建設費を負擔せなければならぬこと等が不利益として普通に舉示さるゝ點である。(註一)

何事にも一利一害は免れざるところであるが、利弊の存する所に察し、弊害を除却輕減して利の存する所を探らねばならぬ。固より共同溝施設の爲めには莫大な固定的資本を要するにしても、是と路上の獨占に依る交通障害と道路占用の爲にする路面堀鑿より招來する路上交通の障害と、數回に亘つて繰返さるる路面堀鑿に依つて失ふべき損失とを國民經濟の大局から見て、夫れを施設することが利益であると判定さるゝ場合に在つては、假令一時に多額の固定資本を要するとしても夫れを施設するを得策とするのである、將來生ずることあるべき占用を豫想することも亦困難なことであるに違ひないが、一定道路の長きに亘つて道路を占用する事業の如きは、事業自體に依つて大體豫定されるから、是等の事業を豫定することは絶對的に不可能と言ふことは出來ない、故に將來生すべき占用権者と言つても豫想し得べきものであるから是等の事業者と協調して共同溝計畫を定むるのを得策とするのである、殊に占用料を定むるに方つて繁雜な手數を煩し占用料金を徵すと言ふ

が如き事由を以ては共同溝の施設を排すべき理由とは爲らぬ、殊に之が爲に道路占用者側に不利益であると言ふが如き事由は固より採るべきでない、蓋し道路を其の設定の目的に従はずして交通以外の爲に占用することは、道路設定の反射的複作用とも認むべきものであつて、是が爲に道路交通を妨ぐる如きは、本末を顛倒した論であつて、夫れが爲に假令占用権者の不利益と爲つても許容すべきでないのは言を俟たない、或は公益事業の爲には當然に道路を占用すべき權能を有するが如く論ずる者あるが、是等は一個の愚論であつて採るべきでない(註一)従つて若し占用物件を共同溝に收容することに依つて占用権者の不利益を齎す場合等に於ては宜敷道路以外の地を占用して事業を經營すべき筋合のものであつて、不利益を事由として共同溝の施設を斥くべきが如きは吾人の採らざるところである。

**註一** 共同溝の利害得失に就ては、工學士金子源太郎氏が、土木建築雑誌第五卷第八號に、東京九段坂に建築せる地下埋設物共同溝。と題する論文に細説されてゐる、其の利とするとい

るは、一、路面掘開に原因する交通障害の除去、二、路面維持費の低下、三、路面耐久力の増加、四、路上工作物の除去に依る路面利用の増進、五、地下埋設物の整理並其の占用地積の節約、六、埋設物敷設費の低下、七、收容工作物の管理の容易並に確實、八、收容工作物維持費の低下、九、或程度迄の擴張工事の容易の九項を擧げ、實施困難な理由としては、一、各種工作物管理者が異なる爲め維持管理等に却つて共同の敷設を好まざること、二、共同溝設計並建設費の分擔に關する協定の煩雑なること、三、工作物の將來の擴張を豫定することとの困難並に此

擴張計畫に對して共同溝の設計を定むるは莫大な經費を要する結果となること

四、在來道路に共同溝新設の場合には之に支障ある管線類の假移設を要すること、五、築造後の溝内に管線類の移設工事を要すること、六、電線類の架空式を地下式と爲す爲に建設費の增加すること等を擧げてゐる。

**註二** 國營に屬する電信電話等の事業の爲に道路を占用するのば當然であつて、道路管理者と雖之を拒絶すべきものでないと主張する論者がある、其の理由は道路法制定の場合に夫等工作物の爲にする占用に就ては、道路法の支配に依るが其の占用方法等に關しては主務大臣と協議して定め、道路費用等を國に負擔せしめねばならぬと言ふ開議の決定があるから、夫れに依

ると言ふのである、成る程國の事業の爲にする道路占用に就ては主務大臣に協議することに爲つてゐて、或る一定の條件を具備する道路占用に關しては、主務大臣は包括的に其の占用を承認してゐる、併しながら夫れに依る占用は開議の決定に依つて合法有權的に許容さるゝのではなく、主務大臣の承認に依つて合法的占用と爲るのであつて、是等の事業が當然に道路を占用することとは爲らぬ、従つて是等事業の爲にする占用に對しても共同溝に建設することを命令することも出来るのである。

### 三

路上を占用する工作物を路面から撤廃し現に存する地下工作物をも併せて地下共同溝に收容せしむることの利益であること、又夫れは交通頻繁な道路に於てのみ爲すべきことの得策であることは判つたが、我が道路法に於ては之に對して如何なる政策を探つたかを究める必要がある、道路法第二十條に於ては道路の新設改築修繕及維持は管理者の爲すべきことを規定し、占用に關しては管理者は交通

を得べき旨を定めた（第二十條）。此兩規定を對照して考察すると、既に述べたやうに道路交通上必要な施設は管理者に於て執行し、道路占用は道路開設の反射的の作用として取扱つてゐることが明かである。従つて占用の爲にする共同管溝の施設は、道路管理者の義務に屬する道路の新設改築には包含しない換言すれば共同管溝の施設は道路管理者の義務施設外に放任されて管理者は之を施設するの義務が無い、蓋し道路管理者の義務は一定土地を公衆交通の用に供する必要限度に維持管理するのであつて、夫れに依る反射的作用に依つて必要なもの迄を義務施設に屬せしむるのは道路行政の範圍を超越した負擔と認めたからである。故に假令共同管溝の施設に依つて路上交通の障害を除却輕減することと爲つても、其の施設は道路管理者が爲すの必要もなく又其の義務にも屬しないのである。

然らば管理者は任意的に共同管溝を施設することを得るかの問題を惹起するのであるが、元來道路管理者の権限は一定土地を公衆交通の用に供することの目的を達する行政

の必要範圍内に於て定められ、其の手段として一定土地を物の管理者としての地位に於て管理するのである、従つて五條の如く一々之を規定した立法の精神に鑑るときは、法項を道路行政執行上管理者に執行せしむる場合は法第二十條の如く一々之を規定する權限外に出て管理者の任意的行動を許容すべき餘地が無いものと解釋する、又物の管理者たる見地に於て考察しても、道路地下に施設るべき共同管溝は所謂土地に附加せしめられた獨立工作物であつて土地ではない、従つて之を施設することは土地所有者としても亦爲すべき權能の範圍外に在るものと言はざるを得ない、或は管理者が土地所有権者たる地位からすれば、所有權自由處分の理に依つて任意に其の施設を爲し得べきやうに論ずる人もある、併しながら管理者が土地を管理するのは道路行政執行の一手段としての範圍を出てないから一般土地所有権の理論に立脚して論斷することは出來ない、或は共同溝は道路を構成する土地の一形態に過ぎないと論ずる者もある、併

しながら夫れが土地であるか否かは社會見解に俟つとして、も、私人たる道路占用者が自ら共同溝を施設し又は自己の爲に地下管溝を施設したる場合等に於て、夫れも矢張り道路を構成する土地であると言ふことは恐らく社會見解の許さない所であろう。故に現行法制の下に於ては管理者の義務施設に屬しないのは勿論任意的にも其の施設を許すべきもので無いと解するのを正當とする。併し復興局が執行した上記の共同管溝は前にも特に附加したやうに地下埋設物整理の一事業として施設されたものであつて、道路管理權の關係外に屬することは言ふ迄もない。

#### 四

共同管溝は道路交通上に著大な效用あるにも不拘、我が道路法は之を管理者の權限外の事項とし私人の爲す道路占用方法に俟つことゝしたのは遺憾とする點である、或は現在に於ても道路費用を負擔する公共團體をして共同管溝を施設せしめ、道路管理權との調和を圖る途を想像すること

も出来るが、此方法を探るにしても共同管溝其のものは一の私物と見るの外ない、従つて法上の權力性を維持せしむることは出来ない、又公共團體に於て施設した場合に於ても共同管溝の性質上よりするときは道路占用權者は公共團體にして各管路の所有者は公共團體たる占用權者を通じて道路を占用する事實的、關係を生ずるが各管路所有者と道路管理者とは何等法律上の關係を發生せず、従つて是等の者に對して直接道路管理權を執行することが出来ない、故に道路管理の完全を期する點から言つても十全の策ではない、又各施設物所有者相互間に於ける維持修繕義務の履行を強制する點からしても不十分であると言はざるを得ない、私は是等共同管溝の施設經營を道路管理者の權限に屬せしめ任意に施設せしむる方法を探つて、之を施設した場合に在りては是等工作物を道路の附屬物として道路法の規定する所に従はしむべく道路法の改正を切望する。詰り現在各占用權者が自儘に執行しつゝ在る占用工作物を道路附屬物たる共同管溝に收容し、占用工作物所有者間の相互關

係をも道路管理權を以て規律することが最も適當な案と信ずる、更に此考察を擴張し一般道路の占用に關する工事をも必要ある場合に於ては道路管理者をして執行せしむるの途を開くことは刻下の急務に屬すると信ずるのである。

此提案に對しては、道路を目的外に使用する特殊事業者の爲に道路管理者が特別施設を爲し、夫れに對して公共團體一般住民が費用を負擔するのは不公平であると言ふ非難も起るであろう、固より道路管理者をして共同管溝を施設せしむるときは、夫れに要する費用は道路に關する費用と爲つて、法第三十三條の規定に依つて管理者の統轄する公共團體の負擔に屬するは當然であるが、夫等の工事に依つて利益を受けた者に對しては特別負擔の規定を適用して利益の存する限度に於て其の費用を徵收することせば必ずしも負擔の不公平を惹起しない、今日の如く道路を占用することを以て常態とする電信電話を始めとし電氣瓦斯水道下水道の施設が都會生活者に直接の關係を持つてゐて、之が經營如何が都民の生活に影響することの重大性を有する

ことに考へれば、共同管溝の收容に依つて事業者が不利益を蒙ると言ふならば道路の占用を許さないと言ふやうな簡単な觀察を以て之に對することを許さない、成るべく低廉な料金に依つて都民を満足せしむる爲には夫等事業の經濟的經營をも、助勢し獎勵せなければならぬ、是が爲には道路本來の目的とする交通と事業の經濟化の爲に兩者の調和を測らなければならぬ、夫れには私の此提案を容るゝことが捷徑では無からうか、敢て世の識者に問ふのである。

◇ × ×

× × ◇